

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

大型ごみ自己搬入予約システム運用保守及び改修業務

### 2 業務概要

大型ごみ自己搬入予約システムを活用した休日開場を行うために必要なシステム運用保守を行うとともに、市民の利便性の向上等を図るためのシステム改修を行うものである。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

広島市中区本川町二丁目6番3号

#### (2) 商号又は名称

株式会社ミックス

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 5 随意契約によることとした理由

大型ごみ自己搬入予約システム（以下「予約システム」という。）は、大型ごみの受入体制の改善を図るため、公立大学法人広島市立大学との受託研究により開発され、株式会社ミックスも当該システム開発に参加した。

休日開場を行うに当たって、予約システムの運用保守及び改修を継続して行う必要があるが、公立大学法人広島市立大学の学生及び教員は本来業務があることから、当該システムの仕様や設計情報等を株式会社ミックスに引き継いだ。

本業務は、予約システムを安定的に稼働させるとともに、不具合の修正や障害等発生時の迅速な復旧対応等を行い、また、市民の利便性の向上等を図るためのシステム改修を行うものであり、本業務を適正かつ円滑に実施できるのは予約システムの開発を行い、仕様や設計情報等を熟知している株式会社ミックス以外にはない。